

事業進捗状況報告について

1 事業進捗状況報告

これまでから総合事業等審査会では審査を行った事業について、審査意見の反映状況等を確認するため、事業進捗状況報告を実施している。

2 今回の事業進捗状況報告

次の事業について、進捗状況の報告を行う。

○ 東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策（いなみ野特別支援学校改築整備事業）

【所管部局：教育委員会】

(1) 整備目的

東播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、3つの特別支援学校を一体的に整備することで狭隘化を解消し、適正な教育環境の確保を図る。

(2) 整備概要

- ①設置場所：加古郡稲美町国安
- ②設置時期：令和9年度 新校舎供用開始
- ③障害種別等：知的障害（小・中学部、高等部）
- ④規 模：約350人程度（整備後）

(3) 整備費 約81億円（R6年度当初予算）

※事業審査時（約73億円）から物価高騰及びアスベスト除去費用を増額

(4) スケジュール

- 令和5～6年度 校舎等基本設計、実施設計
- 令和6～7年度 仮設校舎の設置、既存校舎解体撤去
- 令和7～8年度 校舎等新設工事
- 令和9年度 新校舎供用開始

【令和4年度総合事業等審査会における審査結果】

1. 必要性・優先性

東播磨地域に2校ある「いなみ野特別支援学校」と「東はりま特別支援学校」は、いずれも設置当初の想定を60～80名程度超える児童生徒が在籍している（令和4年5月1日現在：計595名）。現在、普通教室の不足は特別教室の転用により確保する一方で、自立活動の指導や実習・作業学習等の特別教室が無く、教育活動に制約が生じている。また、過去の推移から今後15年間で約850名程度まで児童生徒数の増加が見込まれており、狭隘化に伴う教育環境改善の優先度は高い。

2. 整備内容

当該整備事業は、東播磨地域の想定定員を850名に設定し、(a)「いなみ野特別支援学校」は校舎全体を改築（定員350名）、(b)「東はりま特別支援学校」は運動場の一部へ増築（定員330名）を行い、なお不足する170名分は、(c)閉校予定の小学校の既存校舎を改修・増築して新設校を整備し確保するものである。

3. 整備手法の検討等

整備手法の選定にあたっては、現行2校の想定定員（計約450名）を上回る400名分

について、(ア)今回採用した、両校の敷地内で最大限の施設整備を優先的に行う手法、(イ)既存施設の増改築は行わず新設校(200名規模×2校)を整備する手法の2案について、比較検討が行われている。(ア)の手法は、現行2校の増改築に、新設校1校の整備を合わせた3校の整備が必要となるが、市有地の無償借受などを前提に試算上は(イ)の手法と比較して施設整備費を約15億円抑えられる等、経済的な優位性が認められる。

4. 効率性・有効性

本事業により、東播磨地域の特別支援学校の狭隘化が解消され、安全・安心で良好な教育環境が確保されるとともに、教育活動の充実を図ることが期待できる。整備コストの面では、増改築にあたり新たに用地は求めず、仮設校舎や増築校舎は現行校地の運動場を活用することとしており、また、新設にあたっては旧小学校の既存校舎を最大限活用する等、全体経費を抑える工夫が見受けられる。

5. 留意点

今回の狭隘化対策は、短期的視点では、現在及び近い将来の特別支援教育の需要増加に対して、現行校舎等の狭隘化とそれに伴う課題を放置することができず、特別支援学校の定員拡大により解決を図ろうとするものであり、緊急整備的な観点から必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。既に副籍など配慮を試みていることは理解するが、今後、行政上の効率性が求められる中においても、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点を重視すべきであろう。

以上のことを総合的に勘案し、審査会として本事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。

- (1) 今後、想定定員の将来推計に変動が生じたような場合は、整備内容の見直し、校舎の柔軟な利用方法の模索も含め適切に検討すること。
- (2) 今後の基本設計・実施設計・施工においては、物価高騰など課題はあるが、工夫を凝らして事業費の縮減に努めること。
- (3) 今回整備する3校の特別支援学校は、東播磨地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。
- (4) 県として、地域共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。

総合事業等審査会審査結果への対応状況等一覧（令和4年度審査事業）

事業名 (審査日)	審査結果	審査結果への対応状況等		
		審査時点での事業計画内容	実施段階での事業内容	要点
東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策（いなみ野特別支援学校改築整備事業）	<p>1 必要性・優先性 東播磨地域に2校ある「いなみ野特別支援学校」と「東はりま特別支援学校」は、いずれも設置当初の想定を60～80名程度超える児童生徒が在籍している（令和4年5月1日現在:計595名）。現在、普通教室の不足は特別教室の転用により確保する一方で、自立活動の指導や実習・作業学習等の特別教室が無く、教育活動に制約が生じている。また、過去の推移から今後15年間で約850名程度まで児童生徒数の増加が見込まれており、狭隘化に伴う教育環境改善の優先度は高い。</p> <p>2 整備内容 当該整備事業は、東播磨地域の想定定員を850名に設定し、(a)「いなみ野特別支援学校」は校舎全体を改築(定員350名)、(b)「東はりま特別支援学校」は運動場の一部へ増築(定員330名)を行い、なお不足する170名分は、(c)閉校予定の小学校の既存校舎を改修・増築して新設校を整備し確保するものである。</p> <p>3 整備手法の検討等 整備手法の選定にあたっては、現行2校の想定定員(計約450名)を上回る400名分について、(ア)今回採用した、両校の敷地内で最大限の施設整備を優先的に行う手法、(イ)既存施設の増改築は行わず新設校(200名規模×2校)を整備する手法の2案について、比較検討が行われている。(ア)の手法は、現行2校の増改築に、新設校1校の整備を合わせた3校の整備が必要となるが、市有地の無償借受などを前提に試算上は(イ)の手法と比較して施設整備費を約15億円抑えられる等、経済的な優位性が認められる。</p> <p>4 有効性・効率性 本事業により、東播磨地域の特別支援学校の狭隘化が解消され、安全・安心で良好な教育環境が確保されるとともに、教育活動の充実を図ることが期待できる。整備コストの面では、増改築にあたり新たに用地は求めず、仮設校舎や増築校舎は現行校地の運動場を活用することとしており、また、新設にあたっては旧小学校の既存校舎を最大限活用する等、全体経費を抑える工夫が見受けられる。</p> <p>5 留意点 今回の狭隘化対策は、短期的視点では、現在及び近い将来の特別支援教育の需要増加に対して、現行校舎等の狭隘化とそれに伴う課題を放置することができず、特別支援学校の定員拡大により解決を図ろうとするものであり、緊急整備的な観点から必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。既に副籍など配慮を試みていることは理解す</p>			

るが、今後、行政上の効率性が求められる中においても、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点を重視すべきであろう。

以上のことを総合的に勘案し、審査会として当事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。

(1) 今後、想定定員の将来推計に変動が生じたような場合は、整備内容の見直し、校舎の柔軟な利用方法の模索も含め適切に検討すること。

(2) 今後の基本設計・実施設計・施工においては、物価高騰など課題はあるが、工夫を凝らして事業費の縮減に努めること。

(3) 今回整備する3校の特別支援学校は、東播磨地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。

(4) 県として、地域共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。

(1) 児童生徒数の需要予測については、全国的にも的確に見込むことは困難であるが、近年の明石市の社会増などを踏まえて、実績に近い見込み方をしている。

(2) 現校舎の一部活用により仮設校舎の建築費を抑制し、学校敷地内に仮設校舎を設置することで新たな用地の取得費（使用料）を抑える。また、新校舎の整備にあたっては、省エネ仕様などによりランニングコストの抑制を図る。さらに、現校舎の備品を精査し、新規の備品購入はできる限り抑える。

(3) 特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能(※1)を担っており（学校教育法第74条）、通常の学級でも配慮を要する児童生徒が8.8%在籍するとされている中、要請に応じた幼児児童生徒への指導支援や、教職員の研修協力等の一層の推進が求められている。

(4) インクルーシブ教育システムの実現に向けては、①障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学べる条件整備と②一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場(※3)の整備を両輪として取り組んでいる。
学びの場は固定的なものではなく、就学後も障害の状態等を踏まえ、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場へ必要に応じて見直すことができるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

(1) 知的障害児童生徒数の推計については、入学実績等をもとに推計しているが、R5・R6の実績を反映させて改めて推計した結果、R4推計とほぼ変わりなかった。

(単位：人)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
R4推計	738	748	748	744	753	785	746	764	786	779	812	822	836	862
R5推計	720	756	765	766	771	801	759	781	805	798	836	852	859	885
R6推計	679	713	773	755	762	767	798	779	803	796	832	844	852	879

(2) 物価高騰等を考慮し、審査時より事業費予算を増額しているが、一方で、太陽光発電設備を新設せずに現在使用している設備を再活用することやプールを改築から一部改修に変更する等、整備コストの縮減を図っている。また、建築資材について特注品を可能な限り避け、規格品・汎用品を活用できる設計としている。

(3) 特別支援学校がセンター的機能を一層発揮するため、これまでから、障害種別や地域割り等を示した「支援マップ」を作成し、各校が支援する地域を明確にしている。各特別支援学校は、特別支援教育の専門的な知見や経験等を活用し、地域の小中学校等の保護者・教員からの教育相談等に応じてきた。（東播磨地域R5実績366件（いなみ野236件、東はりま130件））

また、高等学校段階では、通級による指導により、高等学校における特別支援教育を支援している。

さらに、障害者（児）を取り巻く環境の変化や共生社会の実現に向けて、地域と連携・協働しながら子どもたちを育むことが重要であることから、学校と地域が連携・協働して学校の運営に取り組むため、兵庫県版コミュニティ・スクール(※2)を実施し、子供たちが地域で自立して社会参加できる環境づくりを推進していく。

また、新校舎にはアートギャラリーや地域交流スペース等を整備し、地域との交流や特別支援学校の情報発信を行い、地域に開かれた学校づくりを推進していく。

(4) 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画（R6.3策定）」では、本県の特別支援教育における今後の方策として、インクルーシブ教育システムを一層推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備が重要であり、そのための支援体制を整備していくこととしている。

具体的には、通常の学級等における特別支援教育の充実や、交流及び共同学習(※4)の充実等を進めることに加え、「特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデル」(※5)の研究に取り組んでおり、今後は、その研究成果も踏まえながら、狭隘化対策も含め、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、取り組んでいく。

※…資料「用語説明」参照

事業進捗状況報告について

1 事業進捗状況報告

これまでから総合事業等審査会では審査を行った事業について、審査意見の反映状況等を確認するため、事業進捗状況報告を実施している。

2 今回の事業進捗状況報告

次の事業について、進捗状況の報告を行う。

○ 東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策（市立学校施設活用による新設整備事業）
【所管部局：教育委員会】

(1) 整備目的

東播磨地域の知的障害特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、3つの特別支援学校を一体的に整備することで狭隘化を解消し、適正な教育環境の確保を図る。

(2) 整備概要

- ①設置場所：加古川市平荘町山角
- ②設置時期：令和8年度 開校、令和9年度 完全供用開始
- ③障害種別等：知的障害（小・中学部、高等部）
- ④規 模：170人程度

(3) 整備費 約40億円（R6年度当初予算）

※事業審査時（約35億円）より物価高騰、アスベスト除去費用、埋蔵文化財調査費用を増額

(4) スケジュール

令和5～6年度 校舎等基本設計、実施設計
 令和7年度 既存校舎改修工事
 令和7～8年度 新校舎新築工事
 令和8年4月 開校
 令和9年度 完全供用開始

【令和4年度総合事業等審査会における審査結果】

1. 必要性・優先性

東播磨地域に2校ある「いなみ野特別支援学校」と「東はりま特別支援学校」は、いずれも設置当初の想定を60～80名程度超える児童生徒が在籍している（令和4年5月1日現在：計595名）。現在、普通教室の不足は特別教室の転用により確保する一方で、自立活動の指導や実習・作業学習等の特別教室が無く、教育活動に制約が生じている。また、過去の推移から今後15年間で約850名程度まで児童生徒数の増加が見込まれており、狭隘化に伴う教育環境改善の優先度は高い。

2. 整備内容

当該整備事業は、東播磨地域の想定定員を850名に設定し、(a)「いなみ野特別支援学校」は校舎全体を改築（定員350名）、(b)「東はりま特別支援学校」は運動場の一部へ増築（定員330名）を行い、なお不足する170名分は、(c)閉校予定の小学校の既存校舎を改修・増築して新設校を整備し確保するものである。

3. 整備手法の検討等

整備手法の選定にあたっては、現行2校の想定定員（計約450名）を上回る400名分について、(ア)今回採用した、両校の敷地内で最大限の施設整備を優先的に行う手法、(イ)既存施設の増改築は行わず新設校（200名規模×2校）を整備する手法の2案について、比較検討が行われている。(ア)の手法は、現行2校の増改築に、新設校1校の整備を合わせた3校の整備が必要となるが、市有地の無償借受などを前提に試算上は(イ)の手法と比較して施設整備費を約15億円抑えられる等、経済的な優位性が認められる。

4. 効率性・有効性

本事業により、東播磨地域の特別支援学校の狭隘化が解消され、安全・安心で良好な教育環境が確保されるとともに、教育活動の充実を図ることが期待できる。整備コストの面では、増改築にあたり新たに用地は求めず、仮設校舎や増築校舎は現行校地の運動場を活用することとしており、また、新設にあたっては旧小学校の既存校舎を最大限活用する等、全体経費を抑える工夫が見受けられる。

5. 留意点

今回の狭隘化対策は、短期的視点では、現在及び近い将来の特別支援教育の需要増加に対して、現行校舎等の狭隘化とそれに伴う課題を放置することができず、特別支援学校の定員拡大により解決を図ろうとするものであり、緊急整備的な観点から必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。既に副籍など配慮を試みていることは理解するが、今後、行政上の効率性が求められる中においても、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点を重視すべきであろう。

以上のことを総合的に勘案し、審査会として本事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。

- (1) 今後、想定定員の将来推計に変動が生じたような場合は、整備内容の見直し、校舎の柔軟な利用方法の模索も含め適切に検討すること。
- (2) 今後の基本設計・実施設計・施工においては、物価高騰など課題はあるが、工夫を凝らして事業費の縮減に努めること。
- (3) 今回整備する3校の特別支援学校は、東播磨地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。
- (4) 県として、地域共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。

総合事業等審査会審査結果への対応状況等一覧（令和4年度審査事業）

事業名 (審査日)	審査結果	審査結果への対応状況等		
		審査時点での事業計画内容	実施段階での事業内容	要点
東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策（市立学校施設活用による新設整備事業）	<p>1 必要性・優先性 東播磨地域に2校ある「いなみ野特別支援学校」と「東はりま特別支援学校」は、いずれも設置当初の想定を60～80名程度超える児童生徒が在籍している（令和4年5月1日現在:計595名）。現在、普通教室の不足は特別教室の転用により確保する一方で、自立活動の指導や実習・作業学習等の特別教室が無く、教育活動に制約が生じている。また、過去の推移から今後15年間で約850名程度まで児童生徒数の増加が見込まれており、狭隘化に伴う教育環境改善の優先度は高い。</p> <p>2 整備内容 当該整備事業は、東播磨地域の想定定員を850名に設定し、(a)「いなみ野特別支援学校」は校舎全体を改築(定員350名)、(b)「東はりま特別支援学校」は運動場の一部へ増築(定員330名)を行い、なお不足する170名分は、(c)閉校予定の小学校の既存校舎を改修・増築して新設校を整備し確保するものである。</p> <p>3 整備手法の検討等 整備手法の選定にあたっては、現行2校の想定定員(計約450名)を上回る400名分について、(ア)今回採用した、両校の敷地内で最大限の施設整備を優先的に行う手法、(イ)既存施設の増改築は行わず新設校(200名規模×2校)を整備する手法の2案について、比較検討が行われている。(ア)の手法は、現行2校の増改築に、新設校1校の整備を合わせた3校の整備が必要となるが、市有地の無償借受などを前提に試算上は(イ)の手法と比較して施設整備費を約15億円抑えられる等、経済的な優位性が認められる。</p> <p>4 有効性・効率性 本事業により、東播磨地域の特別支援学校の狭隘化が解消され、安全・安心で良好な教育環境が確保されるとともに、教育活動の充実を図ることが期待できる。整備コストの面では、増改築にあたり新たに用地は求めず、仮設校舎や増築校舎は現行校地の運動場を活用することとしており、また、新設にあたっては旧小学校の既存校舎を最大限活用する等、全体経費を抑える工夫が見受けられる。</p> <p>5 留意点 今回の狭隘化対策は、短期的視点では、現在及び近い将来の特別支援教育の需要増加に対して、現行校舎等の狭隘化とそれに伴う課題を放置することができず、特別支援学校の定員拡大により解決を図ろうとするものであり、緊急整備的な観点から必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。既に副籍など配慮を試みていることは理解するが、今後、行政上の効率性が求められる中において</p>			

も、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点を重視すべきであろう。

以上のことを総合的に勘案し、審査会として当事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。

(1) 今後、想定定員の将来推計に変動が生じたような場合は、整備内容の見直し、校舎の柔軟な利用方法の模索も含め適切に検討すること。

(2) 今後の基本設計・実施設計・施工においては、物価高騰など課題はあるが、工夫を凝らして事業費の縮減に努めること。

(3) 今回整備する3校の特別支援学校は、東播磨地域における特別支援教育のセンター的機能(※1)を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。

(4) 県として、地域共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。

(1) 児童生徒数の需要予測については、全国的にも的確に見込むことは困難であるが、近年の明石市の社会増などを踏まえて、実績に近い見込み方をしている。

(2) 加古川市から土地・建物の無償提供を受けることで、事業費の抑制を図る。また、省エネ仕様などによりランニングコストの抑制を図る。

(3) 特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能を担っており(学校教育法第74条)、通常の学級でも配慮を要する児童生徒が8.8%在籍するとされている中、要請に応じた幼児児童生徒への指導支援や、教職員の研修協力等の一層の推進が求められている。

(4) インクルーシブ教育システムの実現に向けては、①障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学べる条件整備と②一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場(※3)の整備を両輪として取り組んでいる。
学びの場は固定的なものではなく、就学後も障害の状態等を踏まえ、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場へ必要に応じて見直すことができるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

(1) 知的障害児童生徒の推計については、入学実績等をもとに推計しているが、R5・R6の進学実績等を反映させて改めて推計した結果、R4推計とほぼ変わりなかった。

(単位：人)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
R4推計	738	748	748	744	753	785	746	764	786	779	812	822	836	862
R5推計	720	756	765	766	771	801	759	781	805	798	836	852	859	885
R6推計	679	713	773	755	762	767	798	779	803	796	832	844	852	879

(2) R6年9月1日付けで加古川市と土地の無償貸借契約、建物等の無償譲渡契約を締結した。

物価高騰等を考慮し、審査時より事業費予算を増額しているが、一方で、既存の太陽光発電設備や空調設備を最大限活用するほか、既存校舎の改修は最小限とし、新築校舎をシンプルな形状・構造にする等、整備コストの縮減を図っている。また、建築資材について特注品を可能な限り避け、規格品・汎用品を活用できる設計としている。

(3) 特別支援学校がセンター的機能を一層発揮するため、これまでから、障害種別や地域割り等を示した「支援マップ」を作成しており、各特別支援学校が支援する地域を明確にしている。地域の小中学校等の保護者、教員からの要請等により、特別支援教育の専門的な知見や経験等を有する特別支援学校が、教育相談(東播磨地域R5実績366件(いなみ野236件、東はりま130件))に応じている。

また、高校での通級による指導では、特別支援学校が対象校に対して支援している。

さらに、障害者(児)を取り巻く環境の変化や共生社会の実現に向けて、地域と連携・協働しながら子どもたちを育むことが重要であることから、学校と地域が連携・協働して学校の運営に取り組むため、兵庫県版コミュニティ・スクール(※2)を実施し、子どもたちが地域で自立して社会参加できる環境づくりを推進していく。

また、東播磨地域新設特別支援学校(仮称)にはアートギャラリーや地域交流スペース等を整備し、地域との交流や特別支援学校の情報発信を行い、地域に開かれた学校づくりを推進していく。

(4) 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画(R6.3策定)」では、本県の特別支援教育における今後の方策として、インクルーシブ教育システムを一層推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備が重要であり、そのための支援体制を整備していくこととしている。

具体的には、通常の学級等における特別支援教育の充実や、交流及び共同学習(※4)の充実等を進めることに加え、「特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデル」(※5)の研究に取り組んでおり、今後は、その研究成果も踏まえながら、狭隘化対策も含め、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、取り組んでいく。

※…資料「用語説明」参照

事業進捗状況報告について

1 事業進捗状況報告

これまでから総合事業等審査会では審査を行った事業について、審査意見の反映状況等を確認するため、事業進捗状況報告を実施している。

2 今回の事業進捗状況報告

次の事業について、進捗状況の報告を行う。

○ 豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合（但馬地域新設特別支援学校統合校整備事業）

【所管部局：教育委員会】

(1) 整備目的

豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校を発展的に統合することで、集団活動等を通して、児童生徒が様々な考えに触れる機会や切磋琢磨できる教育環境の充実を図るとともに、多様な教育的ニーズに対応する専門性を確保し、特別支援教育センター的機能の強化を図る。

(2) 整備概要

①設置場所：豊岡市九日市上町

②設置時期：令和9年度 開校

③障害種別等：知的障害（小・中学部、高等部）

聴覚障害（保育相談部、幼稚部、小・中学部、高等部）

④規模：知的障害 80人程度、聴覚障害 10人程度

(3) 整備費 約50億円（R6年度当初予算）

※事業審査時（約45億円）から物価高騰及び埋蔵文化財調査費用を増額

(4) スケジュール

令和5～6年度 校舎等基本設計、実施設計

令和7～8年度 新校舎建築工事

令和9年4月 開校

【令和4年度総合事業等審査会における審査結果】

1. 必要性・優先性

但馬地域では、人口減少や少子化に伴い、特別支援学校の児童生徒数は減少傾向にある。R4.5.1現在の在籍者数は、豊岡聴覚特別支援学校は18名（最大時50名超）、出石特別支援学校は62名（最大時100名超）であり、学習集団が小規模化し、社会性やコミュニケーション能力の養成等、教育環境に課題を抱えている。また、両校とも築後40年以上が経過し、安全上からも大規模な改修が必要な状況であることから、統合による教育環境改善の優先度は高い。

2. 整備内容

当該整備事業は、現行の敷地とは別の場所に新たに整備用地を取得し、両校を統合した新設校（想定定員90名）を整備するものである。

本事業により、適正な学習集団を確保しつつ、異なる障害種別（聴覚・知的）の専門性の融合や、就学前から高等部までの一貫教育の実現や課外活動の充実など、教育活動の充実を図るとともに、立地の工夫により在学者が、今後も通学可能となることが期待

できる。

3. 有効性・効率性

整備コストの面では、まず整備用地について、現行のいずれかの敷地内で十分な施設整備を行うことは難しく、令和4年4月に設置した「統合後の新しい学校像検討会議」においても、「現行の敷地内では、求められる学校像の実現が難しいことから、適地確保の上、学校を整備する。」と提言されている。また、近隣の公有地には適地が無く、民有地の選定はやむを得ないと考えられる。

統合により、施設の維持管理費や教職員数の減による人件費の抑制が図れるなど、ランニングコストの節減も見込まれる。

4. 留意点

今回の施設統合は、短期的視点では、現在課題となっている学習集団の小規模化や両施設の老朽化等に対して、特別支援学校の統合により解決を図ろうとするものであり必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。行政上の効率性は求められるが、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点も重視すべきであろう。

以上のことを総合的に勘案し、審査会として当事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。

- (1) 今後の事業推進にあたっては、事業の実施や適地の選定等の経緯も含めて、県民等へ丁寧な説明を心掛けること。
- (2) 今後の社会環境の変化とともに、求められる教育内容も変化していくと考えられるため、柔軟に対応できるような施設整備とすること。
- (3) 統合により新たに整備する特別支援学校は、但馬地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。
- (4) 県として障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。

総合事業等審査会審査結果への対応状況等一覧（令和4年度審査事業）

事業名 (審査日)	審査結果	審査結果への対応状況等		
		審査時点での事業計画内容	実施段階での事業内容	要点
豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合（但馬地域新設特別支援学校統合格整備事業）	<p>1 必要性・優先性 但馬地域では、人口減少や少子化に伴い、特別支援学校の児童生徒数は減少傾向にある。R4.5.1現在の在籍者数は、豊岡聴覚特別支援学校は18名（最大時50名超）、出石特別支援学校は62名（最大時100名超）であり、学習集団が小規模化し、社会性やコミュニケーション能力の養成等、教育環境に課題を抱えている。また、両校とも築後40年以上が経過し、安全上からも大規模な改修が必要な状況であることから、統合による教育環境改善の優先度は高い。</p> <p>2 整備内容 当該整備事業は、現行の敷地とは別の場所に新たに整備用地を取得し、両校を統合した新設校（想定定員90名）を整備するものである。 本事業により、適正な学習集団を確保しつつ、異なる障害種別（聴覚・知的）の専門性の融合や、就学前から高等部までの一貫教育の実現や課外活動の充実など、教育活動の充実を図るとともに、立地の工夫により在学者が、今後も通学可能となることが期待できる。</p> <p>3 有効性・効率性 整備コストの面では、まず整備用地について、現行のいずれかの敷地内で十分な施設整備を行うことは難しく、令和4年4月に設置した「統合後の新しい学校像検討会議」においても、「現行の敷地内では、求められる学校像の実現が難しいことから、適地確保の上、学校を整備する。」と提言されている。また、近隣の公有地には適地が無く、民有地の選定はやむを得ないと考えられる。 統合により、施設の維持管理費や教職員数の減による人件費の抑制が図れるなど、ランニングコストの節減も見込まれる。</p> <p>4 留意点 今回の施設統合は、短期的視点では、現在課題となっている学習集団の小規模化や両施設の老朽化等に対して、特別支援学校の統合により解決を図ろうとするものであり必要性は認められるところだが、長期的視点に立つと、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」の基本的な考え方にも示されているように、インクルーシブ教育を推進し、地域共生社会の実現を目指す観点においては、児童生徒をもっと地域の学校で受入れる議論をすべきではないかと考える。行政上の効率性は求められるが、一人ひとりに寄り添う福祉的な視点も重視すべきであろう。 以上のことを総合的に勘案し、審査会として当事業の推進は妥当と判断するが、事業推進にあたっては、次の点に留意されたい。</p>			

<p>(1) 今後の事業推進にあたっては、事業の実施や適地の選定等の経緯も含めて、県民等へ丁寧な説明を心掛けること。</p> <p>(2) 今後の社会環境の変化とともに、求められる教育内容も変化していくと考えられるため、柔軟に対応できるような施設整備とすること。</p> <p>(3) 統合により新たに整備する特別支援学校は、但馬地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすとされているが、その具体的な役割についてしっかりと検討すること。</p> <p>(4) 県として障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の方向性を踏まえ、最大限の努力を図ること。</p>	<p>(1) 学校や地域住民の意見を聞きながら望ましい教育環境の構築を図る。</p> <p>(2) 特別支援学校では、キャリア教育の一環として技能検定（喫茶サービス部門・ビルクリーニング部門・パソコン部門等）を実施している。それらの実習を行う特別教室を整備する予定である。今後の実施設計にあたっては学校側の意見も聞きながら、多目的ルームのように整備することも検討する。</p> <p>(3) 特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能(※1)を担っており（学校教育法第74条）、通常の学級でも配慮を要する児童生徒が8.8%在籍するとされている中、要請に応じた幼児児童生徒への指導支援や、教職員の研修協力等の一層の推進が求められている。</p> <p>(4) インクルーシブ教育システムの実現に向けては、①障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学べる条件整備と②一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場(※3)の整備を両輪としつつ、学びの場は固定的なものではなく、就学後も障害の状態等を踏まえ、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場へ必要に応じて見直すことができるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。</p>	<p>(1) 「統合後の新しい学校像検討会議報告書（R4年11月）」に基づき、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の教職員等で構成する「統合準備委員会」を設置し、設計段階から幅広い意見を反映できる仕組みをつくっている。また、適宜、関係者への情報発信に努め、令和6年7月25日には新校舎の設計デザインを広く公表した。</p> <p>(2) 様々な用途に活用できる多目的室（活用例：芸術文化観光専門職大学との交流・連携（演劇、ダンス等の表現活動））を設置するほか、フレキシブルに活用できるオープンスペースを整備する。</p> <p>(3) 特別支援学校がセンター的機能を一層発揮するため、これまでから、障害種別や地域割り等を示した「支援マップ」を作成し、各校が支援する地域を明確にしている。各特別支援学校は、特別支援教育の専門的な知見や経験等を活用し、地域の小中学校等の保護者・教員からの教育相談等に応じてきた。（統合校R5実績890件（豊岡聴覚560件、出石330件）） また、高等学校段階では、通級による指導により、高等学校における特別支援教育を支援している。 さらに、障害者（児）を取り巻く環境の変化や共生社会の実現に向けて、地域と連携・協働しながら子どもたちを育むことが重要であることから、学校と地域が連携・協働して学校の運営に取り組むため、兵庫県版コミュニティ・スクール(※2)を実施し、子どもたちが地域で自立して社会参加できる環境づくりを推進していく。 また、但馬地域新設特別支援学校（仮称）にはアートギャラリー、地域交流スペース（ふれあいルーム、カフェ）や屋外交流広場を整備し、地域との交流や特別支援学校の情報発信を行い、地域に開かれた学校づくりを推進していく。</p> <p>(4) 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画（R6.3策定）」では、本県の特別支援教育における今後の方策として、インクルーシブ教育システムを一層推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備が重要であり、そのための支援体制を整備していくこととしている。 具体的には、通常の学級等における特別支援教育の充実や、交流及び共同学習(※4)の充実等を進めることに加え、「特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデル」(※5)の研究に取り組んでおり、今後は、その研究成果も踏まえながら、狭隘化対策も含め、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、取り組んでいく。</p>
---	--	--

※…資料「用語説明」参照

東播磨地域の知的障害特別支援学校狭隘化対策事業について

1 事業目的

東播磨地域における知的障害特別支援学校の在籍児童生徒が増加し、既存校2校（いなみ野特別支援学校・東はりま特別支援学校）の狭隘化が喫緊の課題となっていることから、①：いなみ野特別支援学校校舎等の改築、②：東はりま特別支援学校の校舎増築、③：加古川市内に県立特別支援学校を新設整備、の3校を一体的に整備することにより、地域の知的障害特別支援学校の狭隘化を解消し、適正な教育環境の確保を図る。

○東播磨地域特別支援学校2校の児童生徒数の推移

	定員	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-定員
いなみ野	252	<u>316</u>	<u>317</u>	<u>321</u>	244	230	239	248	269	267	264	275	288	296	307	<u>329</u>	+77
東はりま	204	—	26	61	174	196	209	221	213	220	230	232	246	252	257	266	+62
計	456	316	343	382	418	426	448	469	482	487	494	507	534	548	564	595	+139

※東はりま特支は段階的に開校（H21 高等部開設、H23 小・中学部開設）

2 今後の児童生徒数の推計と整備規模等

- ・目標狭隘化率を90%とし、合計想定定員は850名とする ※1
- ・生徒数推計方法：過去5年の入学率による推計に外的要因を加算 ※2

※1 これまでの新設整備の定員では、新設時の児童生徒を想定定員としており、新設時以降の児童生徒数増への対応が困難であった。

※2 東はりま特支開校後（H21～）の定員比率を加算

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
生徒数	507	534	548	564	595	645	707	738	748	748	744	753	785	746	764	786	779	812	822	836	862
狭隘化率(850人定員)					—					88.0%	87.5%	88.6%	92.4%	87.8%	89.9%	92.5%	91.6%	95.5%	96.7%	98.4%	101.4%

3 整備概要

区分	①いなみ野	②東はりま	③加古川市内新設 (加古川市立平荘小)
定員	350人 (252人)	330人 (204人)	170人
整備場所	加古郡稲美町国安	加古郡播磨町北古田	加古川市平荘町山角
敷地面積	約23,000 m ²	約18,000 m ²	約20,000 m ²
工事概要	校舎等改築	運動場に校舎増築	既存校舎改修 新築校舎建築
整備費	約81億円	約10億円	約40億円

※定員の（ ）内は整備前の人数

東播磨・但馬地域の新設特別支援学校等の設計デザイン

- 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画（R6.3策定）」及び「県立特別支援学校における教育環境整備方針（R4.2策定）」に基づき、地域の実情に応じて知的障害特別支援学校等の整備を推進
 - 1 東播磨地域において、知的障害特別支援学校の在籍児童生徒数増加を見据えた狭隘化対策
 - 2 但馬地域において、豊岡聴覚特別支援学校(聴覚・知的(H28併置)障害部門)と出石特別支援学校(知的障害部門)の発展的統合 を実施

東播磨・但馬地域の新設特別支援学校等の設計デザイン

1 東播磨地域

R6-進捗報告

R5-進捗報告
済

R6-進捗報告

	いなみ野 特別支援学校 【加古郡稲美町】	東はりま 特別支援学校 【加古郡播磨町】	東播磨地域新設 特別支援学校(仮称) 【加古川市】
整備内容	建替 既存校舎を解体し、 新校舎に建替	増築 校舎を増築	改修・新築 既存校舎の改修 校舎を新築
供用開始 (予定)	令和9年度	令和7年度	令和8年度（改修棟） 令和9年度（新築棟）
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドや中庭に開かれた教室配置 ・アートギャラリーや地域交流スペース（カフェ）の設置 ・余裕あるバス乗降スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドへの影響を最小限に抑えた校舎配置 ・壁面アート展示コーナーの設置 ・天候を考慮したバス乗降スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎のデザインを活かした校舎配置 ・アートギャラリーのあるエントランスホール ・地域交流室、カフェの設置 ・余裕あるバス乗降スペースの確保

東播磨・但馬地域の新設特別支援学校等の設計デザイン

2 但馬地域 **R6-進捗報告**

「統合後の新しい学校像検討会議報告書（R4.11）」に基づく教育環境の整備

- 校名等 但馬地域新設特別支援学校（仮称）【豊岡市】
- 整備内容 適地(現JAたじま所有地)を取得し、校舎、体育館、寄宿舎の建設、野外交流広場などを整備
- 主な特徴
 - ・アートギャラリーを設けた屋内エントランス広場
 - ・地域交流スペース（ふれあいルーム、カフェ）や野外交流広場の設置
 - ・芸術文化観光専門職大学との交流・連携（演劇、ダンス等の表現活動）ができる「多目的室」の設置

3 スケジュール（予定）

地域	学校	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
東播磨	いなみ野	設計	仮設校舎建築工事	既存校舎解体撤去①	新校舎建築工事	(R9.4) 供用開始 既存校舎解体撤去②・外構工事
	東はりま	設計	増築校舎建築工事	(R7.10) 供用開始		
	東播磨地域新設（仮称）	設計	埋蔵文化財発掘調査	既存校舎改修工事 新校舎新築工事	(R8.4) 高等部受入れ	(R9.4) 小・中学部受入れ (全面供用開始)
但馬	但馬地域新設（仮称）	設計業者選定 アロガール	設計		新校舎建築工事	(R9.4) 供用開始

4 「校舎等の配置図」「完成イメージパース」等

別添のとおり

いなみ野特別支援学校 建替

■計画概要

- 計画地 : 稲美町国安1284-1
- 敷地面積 : 22,403㎡
- 延床面積
- 新築合計** : 13,508.36㎡
- プール棟(既存改修)** : 91.35㎡

■設計コンセプト

安全に配慮した校舎配置

- ・児童生徒の安全を第一に、見通しの良い校舎配置
- ・校門から見やすい場所に生徒昇降口、一般玄関を設置

中庭を中心に校舎間のスムーズな移動が可能な平面計画

- ・大きな中庭を中心に、学びと活動がつながるループ状の平面計画

グラウンドや中庭に開かれた教室配置

- ・各所から中庭を見渡せる開放的な施設計画
- ・普通教室を南側に配置し、明るく快適な環境を形成
- ・西側の隣地緑地側に開き、外部へ視線が連続する開放感のある中庭を実現

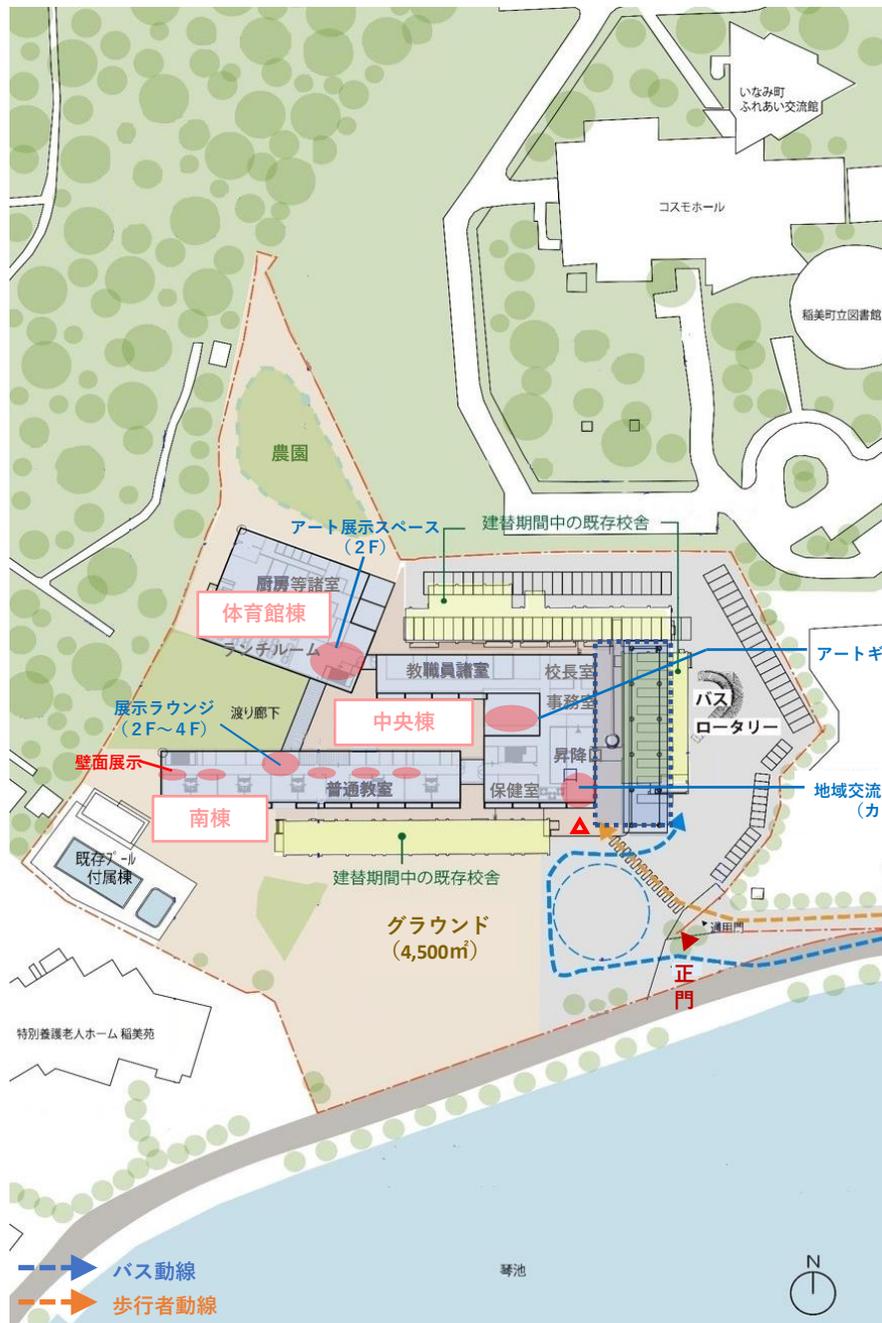
障害者アート等が展示できるアートギャラリー等や、地域交流スペースを設置

- ・中央棟にアートギャラリー、体育館棟の2階にアート展示スペース等を設置

昇降口付近に地域交流スペースを設置

余裕あるバス乗降スペースの確保

- ・児童生徒がバスに乗り降りしやすいよう、広い歩道状のスペースから、直接アクセスできる配置
- ・悪天候時や日差しに配慮し、乗り降りしやすい庇付きのバスロータリー
- ・バスロータリーを1か所に集約し、送り迎えが容易にできる計画



■完成イメージパース



■南東からの鳥瞰



■正門アプローチ



■中庭



■アートギャラリー

東播磨地域新設特別支援学校（仮称） 改修・新築

■計画概要

- 計画地：加古川市平荘町山角467番
(加古川市立平荘小学校跡：R6.3閉校)
- 敷地面積：19,428㎡
- 延床面積（予定）

新築棟（4階）：4,709㎡

既存棟（3・4階）：4,192㎡

体育館（既存）：990㎡

■設計コンセプト

既存校舎を遮らないT字型校舎配置

- ・地域から親しまれている既存棟を遮らないよう、新築棟を南北軸に校舎配置
- ・明るく開放的となるよう、多くの教室がグラウンドに面するよう配置
- ・グラウンドへの視線が通り、見守りやすくなるよう管理諸室を配置

校舎中央にアートギャラリーのあるエントランスホールを配置

- ・既存棟と新築棟の結節点にエントランスホールを設置
- ・エントランスホール付近にアートギャラリーを設置

地域交流室、カフェの設置

- ・旧平荘小学校のメモリアルコーナーの設置
- ・地域の方々との交流や喫茶サービスの実施スペースの設置

スロープ造成による高低差解消

- ・正門と校舎の高低差（約3.8m）を解消するため、敷地南西側を造成し、バスと歩行者用スロープを設置

余裕あるバス乗降スペースを確保

- ・バス転回スペースを校舎西側に配置し、エントランスホール前に庇のあるバス乗降スペースを確保



■完成イメージパース



■南東からの外観



■南西外観



■アートギャラリー



■カフェ

■配置図 兼 1階平面図

但馬地域新設特別支援学校（仮称） 発展的統合

■計画概要

- 計画地①：豊岡市九日市上町700-1外 敷地面積：計画地①：22,467㎡（山林除く）
- 計画地②：豊岡市九日市上町641-1外 敷地面積：計画地②：7,248㎡ 計29,715㎡
- 延床面積
- 校舎棟：7,789.41㎡（屋内運動場含む）
- 寄宿舎棟：561.21㎡

■設計コンセプト

『豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合に係る「統合後の新しい学校像検討会議」報告書(R4.11)に基づく教育環境を整備

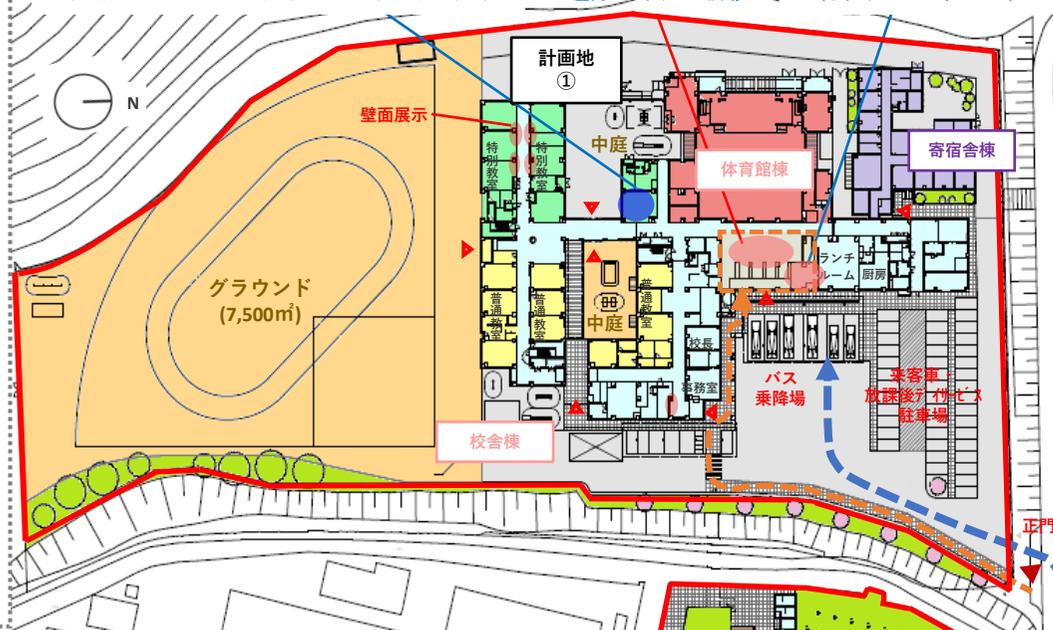
学校と地域をつなぐ屋内外の広場等

- ・アートギャラリーを設けた屋内エントランス広場を整備
 - ・地域の方との交流や喫茶サービスの実習ができる地域交流スペース（ふれあいルーム、カフェ）を設置
 - ・近隣施設や地域等との交流・連携の場となる野外交流広場の設置
 - ・芸術文化観光専門職大学との交流・連携（演劇、ダンスなどの表現活動）ができる「多目的室」を設置
- 但馬の風土や立地条件を尊重した設計**
- ・勾配屋根を設け、自然採光・通風を校舎内に取り込むことを可能とし、但馬の風土になじむ景観を形成

芸術文化観光専門職大学との交流・連携（演劇、ダンスなどの表現活動）ができる多目的室（2F）

アートギャラリーを設けた屋内エントランス広場

地域交流スペース（ふれあいルーム、カフェ）



■完成イメージパース



■北東からの鳥瞰



■野外交流広場



■アートギャラリーを設けた屋内エントランス広場

設計に反映した学校、地域からの意見内容（R6.6末時点）

学校からの意見

- ・寄宿舎の設置（男女3部屋ずつ、12人まで対応可）
- ・校内のどこでもICTの活用ができるWi-Fi等の環境整備
- ・保護者同士や地域との交流のため「ふれあいルーム」の設置
- ・医療的ケア児専用の教室整備
- ・一般就労に向けた多様な実習室の整備
- ・全館空調（体育館含む）
- ・降雨・降雪時にも安全に乗降できるスクールバス乗降場の整備

地域からの意見

- ・芸術文化専門職大学との交流・連携（演劇、ダンスなどの表現活動）ができる多目的室の整備
- ・学校・企業・地域と協働して農作物の栽培ができる農園の確保
- ・近隣施設や地域等との交流・連携の場となる野外交流広場（トイレ、工作物等）の整備
- ・地域利用も想定したグラウンドの整備（バックネット、防球ネット）
- ・校舎棟に美術品の展示等に活用できる屋内エントランス広場の整備
- ・地域交流や実習を想定したカフェスペースの整備



■配置図 兼 1階平面図

用語説明

※1 特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能を担っている（学校教育法第74条）。支援機能は以下のとおり。

(1) 機能

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・ 保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(2) 相談件数

延べ9,563件（R5実績）



※2 兵庫県版コミュニティ・スクール

大学や専門学校、NPO 法人、民間企業等も含め、学校外の存在全てを「地域」ととらえ、学校が推進する特色ある教育を、地域社会が応援する仕組み。

※3 多様な学びの場

個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある学びの場。

(障害のある子どもの学びの場)

種類	概要 (規定される関係法令等)	校種				障害種別								
		幼	小	中	高	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	言語	情緒	自閉症	LD等
特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 (学校教育法第72条)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
特別支援学級	小学校、中学校等において障害のある幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 (学校教育法第81条)	/	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	/	
通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。 (学校教育法施行規則第140条及び第141条)	/	○	○	○	-	○	/	-	-	○	○	○	○
通常の学級	小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っている。 (※発達障害等、特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級に在籍(8.8%(小・中学校)、2.2%(高校)程度の在籍率)	○	○	○	○					○				

※4 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等において、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること。障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

※5 インクルーシブな学校運営モデル

多様な学びの場を維持しつつ、特別支援学校が有する特別支援教育に関する専門的な知見や経験及び施設等のリソースを生かし、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営する取組。



※文部科学省令和6(2024)年度概算要求資料から引用